

資 料 提 供

令和4年 8月8日
課 名 建設産業課
担当者名 重政
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和4年8月8日に、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	中和建設工業株式会社	代表者氏名	植木 善治
主たる営業所の所在地	広島市安佐南区上安二丁目5番24-4号		
許可番号	広島県知事許可（般-2）第016458号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年8月8日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容 営業停止命令	1 停止を命じる営業の範囲 建設業の営業の全部 2 営業の停止を命じる期間 令和4年8月22日から令和4年8月24日までの3日間		
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
<p>中和建設工業株式会社の役員は、令和2年10月11日頃、山口県大島郡周防大島町所在の油田港油宇西A防波堤灯台から真方位232度約925メートル付近海域において、廃棄物である廃スリーブ管等約67.674キログラムを投棄し、もってみだりに廃棄物を捨てた。</p> <p>このことにより、同社の役員は、広島簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、罰金30万円の略式命令を受け、令和3年6月21日にその刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			